

尼崎市公式 LINE 利用規約

尼崎市が運営する LINE 公式アカウント（以下、「本アカウント」といいます）の利用規約（以下、「本規約」といいます）に関して、以下のとおり定めます。本アカウントのご利用にあたっては、本規約に合意のうえご利用ください。

1 運営について

- (1) LINE 公式アカウント名： 尼崎市
- (2) LINE ID： @amagasakicity
- (3) 運営者： 尼崎市（以下、本市といいます）
- (4) 内容： 尼崎の魅力を広く発信することを目的とし、主に観光・イベント情報や芸術・文化情報、災害時は災害等に関する情報を発信していきます。また、人工知能を活用して、LINE 上で問い合わせに対話型で回答するサービス（以下「AI 案内サービス」といいます。）も提供します。
- (5) 本市が投稿する時間帯： 平日午前 9 時から午後 5 時 30 分（年末年始、土曜日、日曜日、祝日および本市の定める休業日を除く）。それ以外の日時においても投稿する場合があります。
- (6) 運営期間： 本アカウントの運営は予告なく終了、削除される場合があります。

2 免責事項について

- (1) 本市は、本アカウントにおける情報の正確性、完全性には細心の注意を払っていますが、それを保証する義務を負いません。
- (2) 本市は、ユーザーが本アカウントを利用したこと又は利用できなかったことによつて生じるいかなる損害についても一切責任を負いません。
- (3) 本市は、ユーザーにより投稿されたコンテンツ（コメント・写真・動画等）について一切責任を負いません。
- (4) 本市は、本アカウントに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (5) 本アカウントは、LINE 株式会社のシステムによって運用されております。LINE 株式会社のシステム運用状況に関しては一切お答えすることができません。また LINE 株式会社ならびに第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、ご利用方法、技術的なご質問などに関しても、一切お答えすることができません。

3 禁止事項について

本アカウントに対して、以下のような行為はご遠慮ください。ユーザーの行為が以下のいずれかに該当する場合、投稿の削除、アカウントのブロック等をする場合がございます。

- (1) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏洩するもの
- (2) 本市または第三者の名誉、信用を傷つけたり、誹謗中傷したりするもの
- (3) 本市または第三者の著作権、肖像権、知的財産権を侵害するもの
- (4) 法令や公序良俗に反するもの
- (5) 他のユーザーまたは第三者等になりすますもの
- (6) 投稿が広告・宣伝目的のもの・アフィリエイト（本アカウント以外のウェブサイト等に誘導さ

れた場合に、そのウェブサイト等が広告・宣伝目的のもの・アフィリエイトも含む)

- (7) LINE 株式会社が定める不正行為に該当するもの
- (8) 本アカウントの趣旨に関係のないもの
- (9) その他、本市が不適切と判断するもの

4 基本情報へのアクセスについて

ユーザーが本アカウントを友だちとしてご登録いただいた場合は、ユーザーが公開しているユーザーの名前、プロフィール写真など、公開されているアカウントやプロフィール情報への本アカウントからのアクセスを許諾したものとみなします。

5 個人情報の取り扱いについて

本市がユーザーから個人情報を取得する場合には、尼崎市個人情報保護条例に基づいて、適切に管理いたします。

6 対話情報の使用について

ユーザーが本アカウントを友だちとしてご登録いただいた場合は、ユーザーと本アカウントとのトーク上に表示される情報（LINE が発行した内部識別子、トークの内容（テキスト、URL リンク、絵文字、スタンプ、画像、動画、音声、アンケート他）、送信された添付ファイル（ワード、表計算他）、位置情報、送信日時（送信取消されたものを含みます。)) を本市が取得し、AI 案内サービスの改善、広報活動の遂行および改善に使用することを許諾したものとみなします。

7 本規約の変更について

本市は、ユーザーへの予告なしに本規約の変更を行う場合があります。

8 お問い合わせについて

本アカウントに対するご意見やお問い合わせなどは、尼崎市総合政策局広報課へお願いいたします。ただし、内容によっては関係部署より回答する場合があります。

電話番号：06-6489-6021 ファクス番号：06-6489-1827

メールアドレス：webmaster@city.amagasaki.hyogo.jp

9 準拠法および裁判管轄

本規約は日本法に準拠します。また、ユーザーと本市の間で紛争が生じた場合、神戸地方裁判所尼崎支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。